

聴聞の審理の公開の公告

下記の聴聞の審理を、行政手続法第20条第6項の規定により公開します。

1 聴聞の件名

2 当事者の氏名

3 聴聞の期日 年 月 日

4 聴聞の場所

年 月 日

行政庁

印

注

- 1 この標識は、行政手続法第20条第6項の規定により設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀損罪で罰せられることがあります。

標識は、JIS規格A4判サイズとして、下地を白色、文字を黒色とする。